



Title	担いのシステムづくり：重層的コモンズ論からのアプローチ (2000年度北日本林業経済研究会 統一テーマ 森林管理の現代的諸局面を明らかにする：再造林放棄の現状と森林管理の担い手問題)
Author(s)	宮内, 泰介
Citation	林業経済, 54(3), 24-28
Issue Date	2001-03
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/49713
Type	article
File Information	FER54-3_24.pdf



[Instructions for use](#)

担いのシステムづくり——重層的コモンズ論からのアプローチ

宮内 泰介（環境社会学。北海道大学大学院
文学研究科）

一、なぜ「入会」ではなく「コモンズ」なのか
「コモンズ」という言葉を使った議論が盛んになってきている。コモンズとは、さしあたり「地域の人々が共同で所有・利用・管理している自然環境、またはその所有・利用・管理のしぐみ」と定義しておこう。

しかしコモンズの議論にはいくつか批判がある。一つは、なぜ「コモンズ」などというよくわからないカタカナ言葉を使うのか。「入会」でよいではないか、というもの。もう一つは、「コモンズ」というのは古きよき伝統を守ろうみたいで、後ろ向きの議論なのではないか、というものである。

まず、なぜ「入会」ではなく「コモンズ」なのか。「入会」というものは、通常メンバーシップがはっきりしていてルールもはっきりしているものと考えられている。日本の「入会」の実態が果たして本当にそういうものであったのか私はいくらか疑いをもっているが、少なくともそういうものとして「入会」は語られてきた。しかし、世界的に見ると、ある特定の地域集団とある特定の自然資源が一对一ではっきり

と対応している例は決して多くない。

私が調査しているソロモン諸島でも、一応ある土地はある氏族(クラン)の所有となつていますが、その境界はもともとあいまいで、また、他の氏族の者がその土地を利用することを妨げることとはできない。氏族による所有意識が明確になつてきた現代ソロモン諸島でも、よく見ると、氏族と土地利用の関係は「対一」ではない。ある土地の自然環境に対して、ある人々は濃いかかわりをもっており、他のある人々は薄いかかわりをもっている、という形で重層的なかわりが存在している。そしてそれぞれのかかわりが社会的に認知されている。その意味で重層的な「利用権」が存在しているという見方もできる。

また、家中茂(二〇〇一)は、沖縄県石垣島白保地区の住民とイノー(礁池)とのかかわりを論じる中で、「それまでとくにムラの取り決めにもとづき厳しく管理されているわけではなかったし、漁業権として公的に認められていたわけでもなかった」イノーが、空港反対運動の中で再認識されていくと論じている。住民とイノーの関係は、農作業のあいまに魚介類を採るというもので、そこにはとくにルールもなく、個人的な経験に過ぎなかった。しかし、その身体化された経験が、空港建設問題の浮上によって、意識化され、イノーが「われわれの海」として認識されるようになってきた。家中はこれ

を「生成するコモンズ」と呼んでいる。

要は、従来「入会」の議論で想定されていたような、ある一定の区画の自然環境とある一定の地域集団が「対一」で対応して、利用・管理のルールを媒介としたタイトな関係が明示的にある、というのは、実は珍しい例なのである。実際には、濃い関係、薄い関係が入り混じり、ルールや権利も、明確にあるものからうつつらとあるようなものまでグラデーショナルがあり、しかし、大きく見れば地域全体で利用・管理していることには変わりない、という形が世界的には多い。これを重層的コモンズと呼んでみよう。

「かわりや権利が重層的に折り重なるコモンズ」という考え方をすれば、古きよき集落と自然との関係、といったノスタルジックなところへ連れ戻される心配もない。現代における住民・市民と自然環境との関係が、まさにそのような、かわりや権利が重層的に折り重なったものだからである[*一]。

以下では、この「重層的なコモンズ」の議論から、日本の森林管理の担い手問題について若干のアプローチを試みてみよう。

二、担い手としての森林組合?

林業経済学の一部において、「森林組合が森林管理の担い手になるべき」という議論があるようだ。なるほど、と思った。森林組合は森林

所有者の協同組合だから、森林組合を主体に置くことは、「所有」を「社会化」することになるし、つまりは「コモンズ」の一形態ととらえることもできる。しかし、である。そもそも森林組合を一括して論じることには無理があるのではないか。同じ「森林組合」という制度でも、実体としては違う機能を果たしていることが多いただろう。私の専門の社会学は、表向きの制度の裏にある真のしくみをえぐり出すことを主眼にしているが、社会学的に言うと、おそらく「森林組合」というのは表の制度で、その実体は地域によってさまざまだろう。

たとえば遠藤日雄が、一方で「地域に計画的な伐採活動が不可欠であるが、その中心的な担い手は森林組合がふさわしい。何故か。それは(中略)森林組合が『土地所有者を構成員にしている』からである(遠藤日雄、一九九二・一四)と言ひ、他方で「非農林業を主業とする森林所有者は、森林組合に所有森林の今後の経営計画を立てて欲しいと考えているようである(遠藤日雄、一九九二・一一)と言ひとき、「森林組合」の性格規定はいささか分裂しているように見える。いったい「森林組合」の社会的な実体は、所有者連合なのか、幹部の組織なのか、作業員の組織なのか。

おそらくそれは地域によって違う。地域によってその社会的な実体の異なる「森林組合」を、今後の森林資源管理の「担い手」として位

置づけるかどうかについては、二つの留保が置かれるべきであろう。

一つは今論じてきたように、「森林組合」の社会的な実体は地域によって違うから、それを一括して「担い手」かどうかを論じることができないということ。大事なことは、「森林組合」という概念をいったん括弧にくくり、地域ごとのアクターを下から概念化していくことであらう。

もう一つは、何か単独の「担い手」を探すという考え方そのものへの留保である。最初に、「重層的なコモンズ」という考え方を示した。それからすると、議論すべきは、「担い手」論ではなく、重層的な担いの（つまりは所有・計画・利用・管理の）システムづくりだろう。地域によっては森林組合を中心に置く担いのシステムづくりが適しているところもあるだろう。あるいは森林所有者だけでない、住民・市民も加わった新たな協同組合というのもありうるかもしれない[*二]。あるいは森林組合も一部となった森林協議会、流域協議会形式もあるかもしれない。行政の位置づけもそこでは必要になってくるだろう。

三、「林家」?

以上「森林組合」について述べてきたことは、「林家」という用語にも当てはまる。林業経済学においては、「林家が今後の森林管理の

中心に置かれるべき」というように、「林家」という言葉が所与のものとして語られている。しかし、これは外部の者から見ると奇異に見える。「林家」という実体が果たして存在するのか、という疑問である。社会学で言う「言説」としてこの「林家」を分析すると、このようなことが言えるだろう。林業経済学という言説空間では、「林家」という用語が頻繁に使われている。これは、森林法や林業基本法を軸にした法律体系や制度があり、林野庁という所轄官庁があり、林学という関係学問があつて、一つの利益グループを形成している。「林家」を対象にした政策、補助金、学問が三位一体のような関係を形成している。「林家」という用語はそこでこそ必要になってくる。端的に言えば、補助金や政策があるから「林家」があるのである。決して逆ではない。

学問が、利益グループや政策のためではなく、社会一般のためにあるのなら、「林家」という言葉はいったんかっこに入れた方がいいのではないか。再び私のフィールド、ソロモン諸島の話をするれば、あたりまえだけれど、森林を所有したり管理したりしている人々のことを決して「林家」とは呼ばない。農民、小農、あるいは住民、民衆という言葉が人々のリアリティを表す言葉としてある。日本の「林家」の場合、その実態の多くはサラリーマンである。かと言って、「林家が中心に置かれるべき」と

という議論がすべて葬り去られるべきだとは思わない。そのように語られる場合の「林家」をいくつかの概念にばらしてみよう。そこに再びリアリティが生まれる。それはたとえば、「所有者としての林家」かもしれない、「技術継承者としての林家」かもしれない。また、「森林へのかかわりの蓄積者としての林家」、あるいは「小農、家族経営者としての林家」かもしれない。もし「技術継承者としての林家」という側面を重視するならば、それは森林所有者に限られた話ではなくなってくるので、また別の概念で語る必要がでてくる。

四、担いのシステムづくりへ向けて

「森林組合」、「林家」という、制度に乗った既存概念を崩していくと、これまで「誰が森林を管理していくべきか」という設問について語られてきたことは、最大公約数的には「森林管理を何らかの社会的なしくみで行っていくべきだ」というところに落ちつくように思われる。そしてあるときには「大規模林家」がその「社会的しくみ」の具現者として語られ、またあるときには「森林組合」がその具現者として語られてきた。あるいは、行政か? 市民か? その答は、地域の歴史や状況によって違うだろうし、違うべきだろう。地域の歴史と現状を踏まえたアクターが、森林の重層的な再コモンズ化(再社会化、と言った方がこの場合わかり

やすいかもしれない)をシステムとして図ることが求められる。

その担いのシステムづくりのためのポイントは何か。それを最後にいくつか考えてみたい。

第一に、実際のへかかわりVを重んじる姿勢である。「所有」もかかわりの一形態であるが、法的に所有しているかどうかよりも、実際に利用したり管理したりしているか、あるいはその意志があるかどうかが大事である。かかわりの中でもっとも大事なかかわりは「生産V」であるから、生産ないしそれに代わる深いかかわりを中心担いのしくみづくりを考える必要がある。それは多くの場合、その地域における歴史を尊重するということになるだろうが、同時に、新しいかかわりや薄いかかわりも重視した方がよいだろう。生態人類学・民俗学から提起されている「マイナーサブシステム」という概念も参考になる。松井健(一九九八)によれば、中心の生業からはずれて行われる漁撈や狩猟・採集は、比較的単純な技術水準にあるが、それゆえに逆に各人の高度な技法が要求される。そのため、その行為によって人びとは、かえって中心の生業よりも、「身体性とおして、自然と人間との相互のかかわり方の本来的な位相関係を深く認識させる」(松井健、一九九八・一六九)。そういう自然とのかかわりを「マイナーサブシステム」と呼んでいる。「深いかかわりを重視する」と言ったとき、単に量

的な「深さ」だけでなく、質的なものも重視されるべきだということである。

「森林ボランティア」も場合によっては薄いかかわりにならざるをえないだろうが、それも重視した方がいい。地域の人でなくても、深くかかわる意志のある人々「有志」を尊重すべきだろう。いずれにせよ、森林に誰と誰がかかわるべきかという正統性(legitimacy)が地域ごとに組み直される必要がある。

第二に、正統性の組み直しと言ったとき、当然、法や制度の整備・再編が大事になってくる。しかし、法や制度は地域ごとに違ってくるであろうし、地域の歴史を踏まえた多様な担い手(づくり)に対応できる法や制度ということになるだろう。

第三に、「多様な担い手」がいるとすれば、当然それらを調整する必要がある。その調整を行うアクター、あるいは調整のしくみが必要になってくる。それもまたそれぞれの地域に合った調整のしくみが模索されるべきであろう。また、そのときに大事なものは、地域の時間に合った調整のスピードがあるという認識である。

第四に、言うまでもないことだが、生物多様性を重視した方がいいということである。生物多様性に第一のプライオリティを置くべきかどうかは、それこそ地域によって違ってよいが、これを無視した森林管理は今後はありえないだ

ろう。

※今回、私自身無知の部分が多い日本の森林政策・林業経済について、北海道大学大学院農学研究科の山本美穂さんにさまざまにご教示いただき、また議論の相手をしていただいた。また、北日本林業経済研究会では、たいへん刺激的な議論をすることができた。しかし、それらを小稿に十分生かすことができなかつたのはひとえに私自身の不勉強である。

【文献】

- (1) 遠藤日雄、一九九二、「地域林業計画」と森林組合の役割『森林組合』二六八・一一一四
- (2) 堀靖人、二〇〇〇、「山村の保続と森林・林業」九州大学出版会
- (3) 井上真・宮内泰介編、二〇〇一、『コミュニティの社会学』新曜社
- (4) 河野直哉、一九九八、『産消混合型協同組合』日本経済評論社
- (5) 松井健、一九九八、「マイナー・サブシステムの世界」篠原徹編『現代民俗学の視点・第一巻・民俗の技術』朝倉書店
- (6) 宮内泰介、一九九八a、「重層的な環境利用と共同利用権——ソロモン諸島マライタ島の事例から」『環境社会学研究』四：一二五—一四一

- (7) 宮内泰介、一九九八b、「発展途上国と環境問題——ソロモン諸島の事例から」飯島伸子・松橋晴俊編『講座社会学・二・環境』東京大学出版会、一六三—一九〇頁
- (8) 宮内泰介、近刊、「コモンスの社会学——自然環境の所有・利用・管理をめぐって」鳥越皓之編『講座環境社会学・第三卷・自然環境と環境文化』有斐閣
- (9) 森田学、一九七七、『森林組合論』地球社
- (10) 家中茂、二〇〇一、「生成するコモンス——石垣島白保のイノー」井上真・宮内泰介編『コモンスの社会学』新曜社

注

(1) もっとも現代における住民・市民と自然資源との関係を「コモンス」の議論だけで分析できるかどうかは若干留保が置かれるべきだろう。

(2) 河野直践(一九九八)は農業における「産消混合型協同組合」を提唱している。